

「昭和47年政府見解」を
思うがままに曲解し

集団的自衛権を捏造したインチキ手口

本誌取材班

「71年前の雲一つない明るい朝、空から死が舞い降り、世界は変わった」

5月27日、現職大統領として初めて広島を訪れたオバマ米大統領のスピーチは、こんなフレーズから始まつた。国際政治のリアリズムと自身の心情の狭間で鍛磨を重ねた末の文言だったと察するが、やはり、重要な視点がきれいに隠された。原爆は自然災害ではない。米国が「国家の意思」をもって投下したものである。

一方、オバマ氏はスピーチ後半、「われわれは戦争そのものに対する考え方を変えなければならぬ。外交を通じて紛争を予防し、始まつてしまつた紛争を終わらせる努力をするために」というメッセージも発した。昨年、安倍晋三

「われわれは戦争そのものに対する考え方を変えなければならぬ。外交を通じて紛争を予防し、始まつてしまつた紛争を終わらせる努力をするために」というメッセージも発した。昨年、安倍晋三

特集 宪法の危機

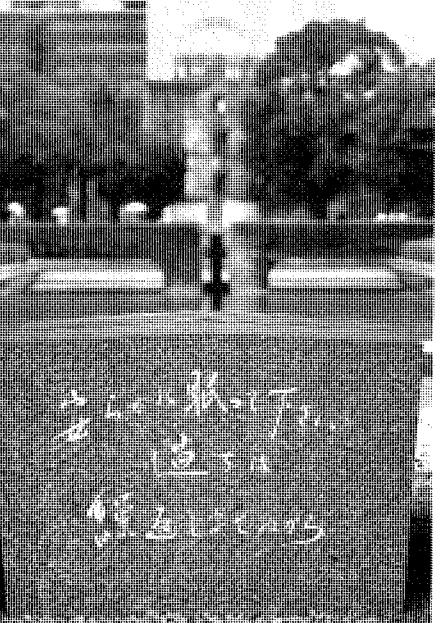
黒を白と言つてのけた安倍首相の人治主義



法治主義の意味、わかりますか？
(提供/AP・AFLO)

嘘も百回言えば真実となる——安保法を主導した人たちはそう考えているのではないかと勘ぐってしまうほど、昨年成立した安保法は論理的矛盾に満ちている。その最たる例が1972年の「昭和47年政府見解」だ。安倍政権が「唯一」の合憲の根拠とする資料だが、この資料の作成者たちは集団的自衛権を全面的に否定していた。小誌は昨年もこの事実を誌面化したが(6月5号)、あらためて問い合わせ直すことにした。この暴挙を許してしまつことは法治主義の崩壊、ひいては人治主義のはじまりを意味するからだ。これは憲法の危機である。

広島県の平和記念資料館にある「過ちは繰返しませぬから」の石碑。
(提供/時事)



小西洋之議員が暴露

「7・1閣議決定」は、実はある文書がベースになっている。1972年に内閣法制局が出した「昭和47年政府見解」(以下「47年見解」)に行なつた上で翌15年に国会に上程したものだ。

週刊金曜日 2016.6.3 (1090号)

制局長官は次のやりとりをする。

小西「同盟国等に対する外国の武力攻撃も、ここに概念的に含まれる」と書いてあるのは明らかだ。これは個別的自衛権の説明である。ところが安倍内閣は「我が国に

対する外国の武力攻撃」だけではなく「同盟国等に対する外国の武力攻撃」が発生した場合にも自衛の措置がとれると読めるはずだ、

と言いついた。同見解の結論が「いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」となっているにもかかわらず。

週刊金曜日 2016.6.3 (1090号)

横畠「この昭和47年の政府見解そのものの組み立てから、そのような解釈、理解ができるということです。

はたして、そのような解釈、理解ができるのだろうか。

小西氏は、同見解の作成者たちが本当に限定的な集団的自衛権を認め、考えていたのかを確認するため、47年見解の原本を情報公開請求した。すると同見解には、当時の吉國一郎内閣法制局長官、眞田秀夫同次長、角田禮次郎同第一部長の三人の決裁印が押されている。小西氏はこの三人がどんな見解を持っていたのかを確認すべく、当時の議事録を精査する。

読みたい人が そう読んでいるだけ

そこに驚くべき事実が発覚した。たとえば吉國長官はくりかえしこう答弁しているのだ。

「他の国の防衛までやるということは、どうしても憲法9条を、いかに読んでも読み切れない」

あるいは真田次長は、

17

これが憲法違反の動かぬ証拠だ



吉國一郎
内閣法制局長官

憲法9条の戦争放棄の規定によつて、
他の国の防衛までをやるということは、
どうしても憲法9条を
いかに読んでも読み切れない

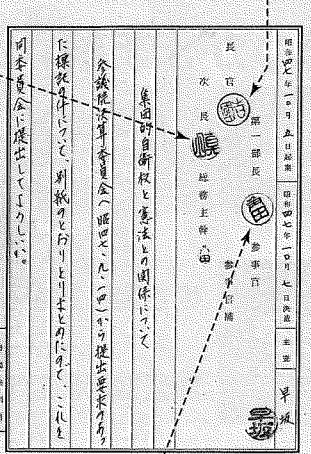
(1972年10月14日の国会答弁)



真田秀夫
次長

連帶的関係にあつたからといって、
わが国自身が侵害を受けたのでないにもかかわらず、
わが国が武力をもつてこれに参加するということは、
これはよもや憲法9条が許しているとは思えない

(1972年9月12日の国会答弁)



時の内閣法制局
長官らによる昭和
47年政府見解。

(18~19ページの人物写真提供/共同)



岸信介
首相

いろいろの見解があるようあります。
自分の締約国であるとか
友好国であるという国が侵害された場合に、
そこに出かけていって、
そこを防衛するという場合でありますけれども、
そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、
認められていないという解釈を私は持っております

(1960年、国会答弁で) 写真右は幼き日の安倍晋三

裁印が押されたその文書には次の
ような見解が示されている。
(憲法第9条のもとにおいて許容
されている自衛権の発動について)
は、政府は、従来からいわゆる自
衛権発動の三要件(わが国に対する
急迫不正な侵害があること
[略])に該当する場合に限られる
と解している

裁印が押されたその文書には次の
ような見解が示されている。
(憲法第9条のもとにおいて許容
されている自衛権の発動について)
は、政府は、従来からいわゆる自
衛権発動の三要件(わが国に対する
急迫不正な侵害があること
[略])に該当する場合に限られる
と解している

裁印が押されたその文書には次の
ような見解が示されている。
(憲法第9条のもとにおいて許容
されている自衛権の発動について)
は、政府は、従来からいわゆる自
衛権発動の三要件(わが国に対する
急迫不正な侵害があること
[略])に該当する場合に限られる
と解している

力をもつてこれに参加するということ
は、これはよもや憲法9条が許
しているとは思えない」

また、現在唯一存命している角
田第一部長は昨年9月、小誌の取
材に驚いた様子を見せた。「この見解の中には限定的な集団的
自衛権が認められているなんて當時は思つてもみなかつたし、誰も

ないにもかかわらず、わが国が武
力をもつてこれに参加する」という
ことは、これはよもや憲法9条が許
しているとは思えない」

また、現在唯一存命している角
田第一部長は昨年9月、小誌の取
材に驚いた様子を見せた。「この見解の中には限定的な集団的
自衛権が認められているなんて當時は思つてもみなかつたし、誰も

この見解の中に限定的な集団的自衛権が
認められているなんて、誰もそんなことは考えていなかつた

(2015年9月、小誌の取材に)



角田禮次郎
第一部長

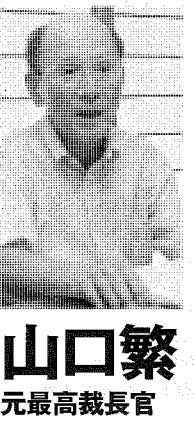
治主義とは何か、立憲主義とは何
かをわきまえていない」と厳しく
断罪した。なお、山口氏はカラク
リを解明した小西議員に対し「正
に目から鱗が落ちた」との手紙を
寄せており、安倍内閣の47年見解
の曲解は、この国の司法機関のト
ップである最高裁官経験者まで
もが違憲と断じているのだ。

さらに9月15日には、元最高裁
判事・濱田邦夫氏が特別委員会の
公聴会に公述人として出席、「昭
和47年政府見解に限定的な集団的
自衛権がそもそも含まれているの
でしょうか」という趣旨の蓮舫議
員の質問に、とうとうと答えた。

「それは読みたい人がそう読んで
いるというだけの話で、裁判所で
行つて通るか」というと(略)、そ
れは通らないでしよう」「それに加
えて、防衛庁がその点について自
ら作った(略)文書で、海外派兵
は憲法の枠外だよとはつきり言つ
ている」「それを今更そこにあつた
といふのは、(略)法的的な発想で
しかありません」

濱田氏の言う防衛庁の見解と
は、やはり小西議員が発見し9月
4日の質疑で取り上げた、47年見
解と同時に防衛庁が作成し内閣法
制局に国会提出の決裁を仰いだ
「自衛行動の範囲」という文書の
ことだ。吉國長官ら同じ三名の決
議では、「憲法解釈とは言えない」

安倍首相の父祖も全否定していた!



山口繁
元最高裁長官

つまり、吉國長官らは47年見解
と同時に決裁したもう一つの政府
見解において「同盟国等に対する
外国の武力攻撃」という集団的自
衛権の論理を明確に否定している
のである。安倍内閣の解釈改憲の
カタクリはここでも完膚なきまで
に論破されている。

ちなみに、安倍首相が敬愛する
祖父、岸信介総理大臣(当時)は、
60年の衆議院日米安全保障条約特
別委員会で集団的自衛権行使につ
いて「憲法のもとにおいては、認
められておらない」という解釈を私
は持っています」と明言し、さ
らに、安倍首相の父、安倍晋太郎
外務大臣(当時)は、47年見解の
決裁者である角田内閣法制局長官
(当時)による集団的自衛権行使
は「憲法改正という手段を当然と
らざるを得ない」そういう手段を
とらない限りできない」という答
弁に統いて、「法制局長官の述べた
おりでございます」との答弁を行
なっている。

47年見解に限定的な集団的自衛
権行使が認められていたとする
安倍首相の主張は、実の父祖によ
つても根底から否定されている。
世紀の暴論と言ふばかり。

小説が小西氏に注目するのは、
氏が47年見解のカラクリを物証と
論理をもつて暴いただけでなく、
安倍内閣による「解釈改憲」の本
質を国会の場で信念をほとばしら
せ、明快に断じてきたからだ。

安らかに眠つて下さい。過ちは
繰返しませぬから――

ヒロシマ・ナガサキの心

オバマ大統領と安倍総理が追悼
の花を手向けた原爆死没者慰靈碑
にある言葉、「ヒロシマの心」だ。
ところで、ここでいう「過ち」と
過ちとは「戦争」のことだ。

そのことは一昨年と昨年、同じ
被爆地・長崎で8月9日に行なわ
れた式典に参列した安倍首相の面
前で発せられた、「一人の被爆者代
表の言葉からも明らかであろう。
「今、進められている集団的自衛
権の行使容認は日本国憲法を踏み
にじる暴挙です」被爆者の苦しみ
を忘れ、なかつたことにしないで
ください」(14年、城臺美彌子氏)

「今、政府が進めようとしている
戦争につながる安保法案は、被爆
者を始め平和を願う多くの人々が
積み上げてきた核兵器廃絶の運
動、思いを根底から覆そくつとする
もので、許すことはできません」

(15年、谷口穂輝氏)

安倍内閣と与党が強行採決した
安保法は、世界各地に軍隊を派遣
しておる米軍と、日本の自衛隊が
一緒になつて戦闘行為をすること
を法的に可能にした。ヒロシマ・
ナガサキの心は踏みにじられ、日
本はふたたび「過ち」を犯すと
している。

特集 憲法の危機

(2015年9月3日付『朝日新聞』で)

少なくとも集団的自衛権の
行使を認める立法は
違憲だと言わざるをえない。
法治主義とは何か、
立憲主義とは何かを
わざまえていない。

（18~19ページの人物写真提供/共同）